

平成27年11月

雑司が谷・南池袋地区の皆様

豊島区 都市整備部  
地域まちづくり課長 藤田 カ

## まちづくりの整備計画素案説明会の実施について

日頃より区のまちづくりにご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

区は、雑司が谷一・二丁目及び南池袋四丁目を「燃え広がらない・燃えないまち」にしていくため、戸建建替え促進助成などの特別な支援を行なっています。また、雑司が谷一・二丁目の建物の耐火性を強化するため、東京都建築安全条例第7条の3に定める「新たな防火規制」を平成28年3月31日に施行いたします。（告示日：平成27年9月30日）

さらに、当地区の防災性や居住環境の向上のため、平成28年度から居住環境総合整備事業の導入を予定しています。平成26年度に当地区の基礎調査を行い、これまで、雑司が谷・南池袋まちづくりの会と協働で整備計画（まちづくり計画）について検討してきました。

この度、「整備計画素案」がまとまりましたので、下記のとおり説明会を開催いたします。併せて、区の説明に先立ち、雑司が谷・南池袋まちづくりの会が「まちづくり提案（案）」を説明いたします。ご多忙の折誠に恐縮ですが、是非とも説明会へご参加ください。

### 記

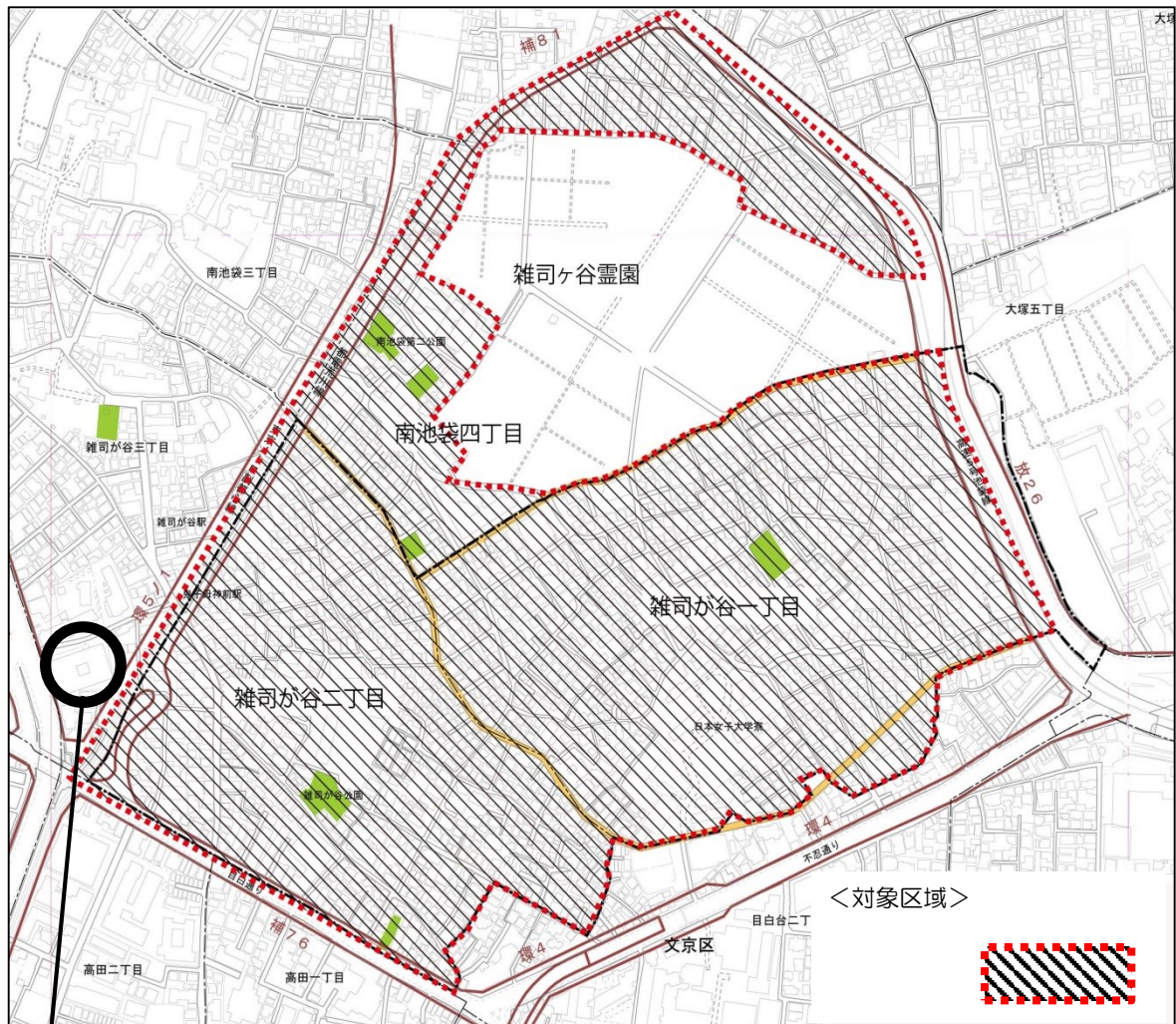
◆日時 平成27年11月27日（金曜日）午後7時から午後8時30分まで

◆場所 雑司が谷地域文化創造館（豊島区雑司が谷3-1-7） 第2・3会議室

#### ◆説明会の内容

- ・（雑司が谷・南池袋まちづくりの会による）「まちづくり提案（案）」について
- ・居住環境総合整備事業の導入について
- ・居住環境総合整備事業の「整備計画素案」について
- ・新たな防火規制の施行について

## 【対象区域図】



### 【説明会会場】

雑司が谷地域文化創造館 第2・3会議室  
(豊島区雑司が谷 3-1-7)

### ※ 居住環境総合整備事業の対象区域

- ・ 雑司が谷一丁目 (53番を除く)
- ・ 雑司が谷二丁目全域
- ・ 南池袋四丁目 (雑司が谷霊園を除く)

### 【問合せ先】

豊島区 都市整備部 地域まちづくり課 事業第一グループ TEL03-3981-0489